

計画の策定経緯と策定体制等

■ 計画の策定経緯

年 月 日	会議等の内容
平成 25 年	
10 月 28 日 ～11 月 20 日	「金沢市子ども・子育て支援事業計画及びかなざわ子育て夢プラン 2015 策定のためのアンケート調査」の実施 調査件数 10,000 件 有効回収数 4,154 件 ①「子育てに関するアンケート調査」〈就学前児童の保護者〉 6,000 人 ②「子育てに関するアンケート調査」〈小学生の保護者〉 4,000 人
11 月 27 日	第 1 回 金沢市子ども・子育て審議会 第 1 回 児童福祉専門部会 第 1 回 子ども・子育て支援専門部会
平成 26 年	
3 月 17 日	第 1 回 教育・保育施設新制度移行ワーキング会議
3 月 28 日	第 2 回 子ども・子育て支援専門部会
5 月 7 日	第 1 回 教育・保育施設新制度移行ワーキング会議
5 月 28 日	第 2 回 教育・保育施設新制度移行ワーキング会議
6 月 16 日	第 3 回 教育・保育施設新制度移行ワーキング会議
6 月 24 日	第 4 回 教育・保育施設新制度移行ワーキング会議
6 月 30 日	第 1 回 金沢市子ども・子育て審議会 第 1 回 児童福祉専門部会 第 1 回 子ども・子育て支援専門部会
8 月 11 日	第 5 回 教育・保育施設新制度移行ワーキング会議

年 月 日	会議等の内容
8月26日	第6回 教育・保育施設新制度移行ワーキング会議
9月12日	第2回 子ども・子育て支援専門部会
10月2日	第7回 教育・保育施設新制度移行ワーキング会議
10月4日	◆「子ども・子育て市民フォーラム ～みんなで考えよう これからの子育て支援～」 場所：金沢市教育プラザ富樫 1号館 121 研修室
10月8日	第3回 子ども・子育て支援専門部会
平成 27 年	
1月19日	第8回 教育・保育施設新制度移行ワーキング会議
1月23日	第2回 児童福祉専門部会
1月27日	第4回 子ども・子育て支援専門部会
1月28日 ～2月26日	◆パブリックコメントの実施
3月3日	第2回 金沢市子ども・子育て審議会



■ 金沢市子ども・子育て審議会委員名簿

(50音順) 平成27年3月現在

氏名	所属等	児童福祉 専門部会	子ども・子育て 支援専門部会	新制度 WT <small>注)</small>	備考
赤星 明子	金沢手をつなぐ親の会 副会長	●			
浅井 一郎	石川県私立幼稚園協会 金沢支部長		●	●	
粟森 眞智子	金沢市民生委員児童委員協議会 理事		●		
丘村 誠	金沢市医師会 理事		●		
虹釜 和昭	北陸学院大学 人間総合学部長	● 部会長			会長
小堀 さかえ	金沢市PTA協議会 副会長		●		
近藤 瑠美子	石川県私立幼稚園協会 金沢支部理事	●			
佐道 寛	児童養護施設 享誠塾 施設長	●			
澤田 博	金沢市福祉サービス公社 理事長		● 部会長		副会長
関 秀俊	国立病院機構 医王病院 院長	●			
高田 千都恵	金沢市民生委員児童委員協議会 副会長	●			
直江 義弘	金沢市小学校長会 会長		●		
中村 幸子	金沢市母子寡婦福祉連合会 副会長	●			
西村 真実子	石川県立看護大学 教授		●		
長谷川 由香	子育て向上委員会 代表		●		
林 重毅	金沢商工会議所 中小企業相談所長		●		
藤巻 公三	金沢市児童クラブ協議会 理事		●		
布施 安子	公募委員		●		
前田 武司	金沢市社会福祉協議会 保育部会長		●	●	
松本 哲幸	金沢市子ども会連合会 事務局長		●		
水木 真由美	公募委員		●		
南 弘樹	連合石川かなざわ地域協議会 副議長		●		
源 義弘	金沢市小学校長会 副会長	●			
安本 真由美	やすもと医院 院長	●			
六角 康成	金沢市社会福祉協議会 保育部会 副部会長	●			
(25名)					
臨時委員					
後出 建司	金沢市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長		●	● 座長	
木村 昭仁	龍雲寺保育園 園長		●	●	
源 恭子	妙源寺幼稚園 副園長		●	●	
吉藤 哲夫	ふたつか認定こども園 園長		●	●	
(4名)					
注) 新制度 WT : 教育・保育施設新制度移行ワーキングチーム					

■金沢市子ども・子育て審議会条例

(設置)

第1条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、金沢市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会に、必要な事項を専門的に調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 審議会の専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 審議会の専門部会に、専門部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会を代表する。

5 専門部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。

7 審議会は、あらかじめその議決により専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。
- 3 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 4 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第19号中「社会福祉審議会委員」の次に「、子ども・子育て審議会委員」を加える。
- 5 金沢市社会福祉審議会条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。
第2条を削る。
第2条の2中「50人」を「35人」に改め、同条を第2条とする。
第6条第4号を削る。
- 6 この条例の施行の日の前日において金沢市社会福祉審議会の委員である者（児童福祉専門分科会に属する委員である者に限る。）の任期は、前項の規定による改正前の金沢市社会福祉審議会条例第3条の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 7 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「金沢市社会福祉審議会条例（平成12年条例第5号）第1条に規定する金沢市社会福祉審議会」を「金沢市子ども・子育て審議会条例（平成25年条例第31号）第1条に規定する金沢市子ども・子育て審議会」に改める。

■金沢市子ども・子育て審議会運営要綱

平成25年11月27日
金沢市子ども・子育て審議会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市子ども・子育て審議会条例（平成25年条例第31号）第7条の規定に基づき、金沢市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の代理出席)

第2条 会長は、金沢市子ども・子育て審議会条例第3条の規定による委員が審議会に出席できないときは、あらかじめ委員本人から推薦があつた場合に限り、代理出席を認めるものとする。

2 前項の規定により代理出席した者は、議長が認めた場合に限り発言することができるものとする。

3 前項の規定は、専門部会の会議について準用する。

(専門部会)

第3条 審議会に、次に掲げる専門部会を置き、それぞれ次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 児童福祉専門部会

ア 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議すること。（児童福祉法第8条第3項）

イ 児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興業し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすること。（児童福祉法第8条第7項）

ウ 里親への委託や児童養護施設の入所などの措置、措置の解除又は停止若しくは変更する場合に、意見すること。（児童福祉法第27条第6項）

エ 親権を行う者などの意に反し、児童の一時保護を引き続き行う場合に意見すること。（児童福祉法第33条第5項）

オ 被措置児童虐待の通報等による報告を受けた場合に意見すること。（児童福祉法第33条の15第2項、同3項、同4項）

カ 保育所の設置認可に際し、意見すること。（改正児童福祉法第35条第6項）

キ 児童福祉施設の設備又は運営が基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる際、事業の停止命令を行う場合に意見すること。（児童福祉法第46条第4項）

ク 無認可の児童福祉施設の事業停止又は施設の閉鎖命令を行う場合に意見すること。（児童福祉法第59条第5項）

ケ 里親の認定をする場合に意見すること。（児童福祉法施行令第29条）

コ 児童虐待を受けた児童が、その心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析と再発防止のための方法について調査研究及び検証を行うこと。（児童虐待の防止に関する法律第4条第5項）

サ 母子福祉資金貸付金の貸付けをやめる場合に意見すること。（母子及び寡婦福祉法施行令第13条）

シ 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等を行う場合に意見すること。（改正就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「改正認定こども園法」という。）第17条第1項）

ス 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖命令を行う場合に意見すること。（改正認定こども園法第21条第2項）

セ 幼保連携型認定こども園の認可の取消しを行う場合に意見すること。（改正認定こども園法第22条第2項）

(2) 子ども・子育て支援専門部会

ア 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見すること。（子ども・子育て支援法第77条第1項第1号）

イ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見すること。（子ども・子育て支援法第77条第1項第2号）

ウ 金沢市における子ども・子育て支援事業計画に関し意見すること。（子ども・子育て支援法第77条第1項第3号）

エ 金沢市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。（子ども・子育て支援法第77条第1項第4号）

オ かなざわ子育て夢プランの評価及び当該施策の実施状況を調査審議すること。（次世代育成支援対策推進法第21条第1項）

（ワーキングチーム）

第4条 円滑な運営を目的に、専門部会にワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームは、委員及び臨時委員で構成するものとする。

（会議の公開）

第5条 審議会及び専門部会の会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会又は専門部会の決議により非公開とすることができる。

(1) 会議の内容が、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第7条各号に掲げる情報のいずれかに該当するおそれがあるとき

(2) 審議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき

2 審議会の傍聴を希望する者は、あらかじめ別紙様式により金沢市子ども・子育て審議会傍聴申請書を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 傍聴者の定員は10人以内とする。

4 会長は、傍聴希望者が定員を超える場合は、抽出により傍聴者の人数を調整するものとする。

5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。

(1) 審議会の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき

(2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき

(3) 審議会の過程で審議会が非公開とされた場合で、事務局の指示に従って速やかに退場しないとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

（会議録）

第6条 会議を開いたときは、その概要について会議録を定めなければならない。

2 会議録は原則公開とする。ただし、公開にあたっては、第5条第1項各号に規定する事項は除くものとする。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、福祉局こども福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月27日から施行する。

金沢市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年（2015 年）3 月

金沢市福祉局こども福祉課

〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

TEL (076) 220-2299

FAX (076) 220-2360

E-mail kodomo@city.kanazawa.lg.jp

